

大阪大学外国語学部合格者選考会議規程

平成21年9月3日

外国語学部教授会決定

最近改正 平29. 2. 16

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学外国語学部教授会（以下「教授会」という。）規程第7条第2項の規定に基づき、外国語学部に置く合格者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、教授会の審議事項のうち、次に掲げる事項について審議し、その議決をもって教授会の議決とする。

- (1) 一般入試（前期日程）に係る合格者選考に関する事項
- (2) 世界適塾AO入試に係る合格者選考に関する事項
- (3) 帰国生徒特別入試に係る合格者選考に関する事項
- (4) 私費外国人留学生特別入試に係る合格者選考に関する事項
- (5) 海外在住私費外国人留学生特別入試に係る合格者選考に関する事項
- (6) 3年次編入学試験に係る合格者選考に関する事項
- (7) 科目等履修生選抜試験に係る合格者選考に関する事項
- (8) その他入学者選抜試験に係る合格者選考に関する事項

(組織)

第3条 選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 外国語学部長（以下「学部長」という。）及び外国語学部副学部長（以下「副学部長」という。）
 - (2) 外国語学部入試委員会委員長及び同副委員長
 - (3) 外国語学部外国語学科の各学科目代表又はその代理者 25人
- 2 前項に定めるもののほか、学部長が必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。

- 3 議長に事故があるときは、副学部長のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 選考会議の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 選考会議は、その審議の結果を教授会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 選考会議の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室学生支援係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程の改廃を行う場合は、教授会の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年9月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年2月16日から施行する。